

公告第21号
令和7年5月23日

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子

令和7年5月20付（見積依頼番号18号）で公告した、件名「姫路（7）白国宿舎・桑ノ木宿舎C棟ユニットバス
折戸取替」に係る公告の内容を一部変更するので承知されたい。

1 変更内容

仕様書 図番1/4を添付のとおり変更する。

2 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70

陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊 契約担当：濱尾

079-222-4001 内線(347) FAX079-222-4006 (直通)

令和7年5月20日

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
18	姫路（7）白国宿舎・ 桑ノ木宿舎C棟ユニッ トバス折戸取替	陸上自衛隊姫路 駐屯地	契約締結日 ～8.3.31	7.5.20	7.5.27 11時30分	7.5.27 11時30分	なし	単価決定

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線347） F A X：079-222-4006 メールアドレス：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書の内容に関する問い合わせ先：姫路駐屯地業務隊 厚生科 福本（内線379）

仕 様 書

- 1 件名：姫路（7）白国宿舍・桑の木宿舍C棟ユニットバス折戸取替
- 2 工期：契約締結日～令和8年3月31日（火）
- 3 場所：兵庫県姫路市白国5-6-19（白国宿舍）
兵庫県姫路市峰南町1-21（桑の木宿舍C棟）
- 4 概要

工 種		項 目	予定数量	単 位	備 考
機械設備工事	衛生器具設備	ユニットバス折戸新設	5	か所	
	撤去工事	既設ユニットバス折戸撤去・処分	5	か所	

5 一般事項

- (1) 本仕様書は、「姫路（7）白国宿舍・桑の木宿舍C棟ユニットバス折戸取替」に摘要する。
- (2) 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により、確実に実施すること。
- ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事）」
- (3) 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (4) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
- (5) 喫煙は請負業者車両内を除き禁止するとともに、施工中及び歩行しながらの喫煙も禁止する。
また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。
役務の都合上やむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (6) 実施時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に役務は原則認めない、実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (7) 宿舍からの電気・給水は使用しないものとする。
- (8) 請負業者は、役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ役務工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
- (9) 役務に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については請負者の責任において迅速に処理すること。
- (10) 役務に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
- (11) 請負業者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。
項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (12) 役務は請負業者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (13) 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本役務は、図面より現地の取合いを優先する。
- (14) 現場の納まりや取合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行うこと。
また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (15) 役務に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (16) 実施中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (17) 発生材（金属類で売却可能品）については、監督官の指示する場所に集積し、種類別に整理し、発生材調書と共に官側に引継ぐものとする。

- (18) 本役務の提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。

- ア 内訳明細書 (契約後速やかに)
- イ 工程表 (契約後速やかに)
- ウ 現場代理人等通知書 (契約後速やかに)
- エ 現場代理人経歴書 (契約後速やかに)
- オ 下請負者通知書 (契約後速やかに)
- カ 打合せ簿 (その都度)
- キ 着手届 (着工時)
- ク 材料等承認願 (その都度)
- ケ 材料搬入報告書 (その都度)
- コ 完成通知書 (完了時)
- サ 発生材調書 (完了後速やかに)
- シ 施工写真 (完了後速やかに)
- ス その他監督官が指示するもの

- (19) 本役務の完成検査は、役務完了後、検査官が仕様書に基づき検査を実施し合格をもって完了とする。その際、手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施し合格をもって完了とする。
- (20) 入札参加予定業者は、必ず監督官と調整をし、元請業者及び施工業者に現地確認を実施させること。
- (21) その他不明な事項等はその都度監督官と協議すること。

仕 様 書

- 件名：姫路（７）白国宿舎・桑の木宿舎Ｃ棟ユニットバス折戸取替
- 工期：契約締結日～令和７年３月３１日（火）
- 場所：兵庫県姫路市白国５－６－１９（白国宿舎）
兵庫県姫路市峰南町１－２１（桑の木宿舎Ｃ棟）
- 概要

工 種	項 目	予定数量	単 位	備 考
機械設備工事	衛生器具設備	ユニットバス折戸新設	５	か所
	撤去工事	既設ユニットバス折戸撤去・処分	５	か所

- 一般事項
 - 本仕様書は、「姫路（７）白国宿舎・桑の木宿舎Ｃ棟ユニットバス折戸取替」に摘要する。
 - 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により、確実に実施すること。
ア 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事）」
 - 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。
 - 喫煙は請負業者車両内を除き禁止するとともに、施工中及び歩行しながらの喫煙も禁止する。
また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。
役務の都合上やむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
 - 実施時間は午前８時１５分から午後５時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に役務は原則認めない、実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
 - 宿舎からの電気・給水は使用しないものとする。
 - 請負業者は、役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ役務工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
 - 役務に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については請負者の責任において迅速に処理すること。
 - 役務に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
 - 請負業者は、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。
項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにＡ４判アルバムに整理のうえ提出すること。
 - 役務は請負業者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
 - 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本役務は、図面より現地の取合いを優先する。
 - 現場の納まりや取合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行うこと。
また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
 - 役務に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。
 - 実施中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
 - 発生材（金属類で売却可能品）については、監督官の指示する場所に集積し、種類別に整理し、発生材調査と共に官側に引継ぐものとする。

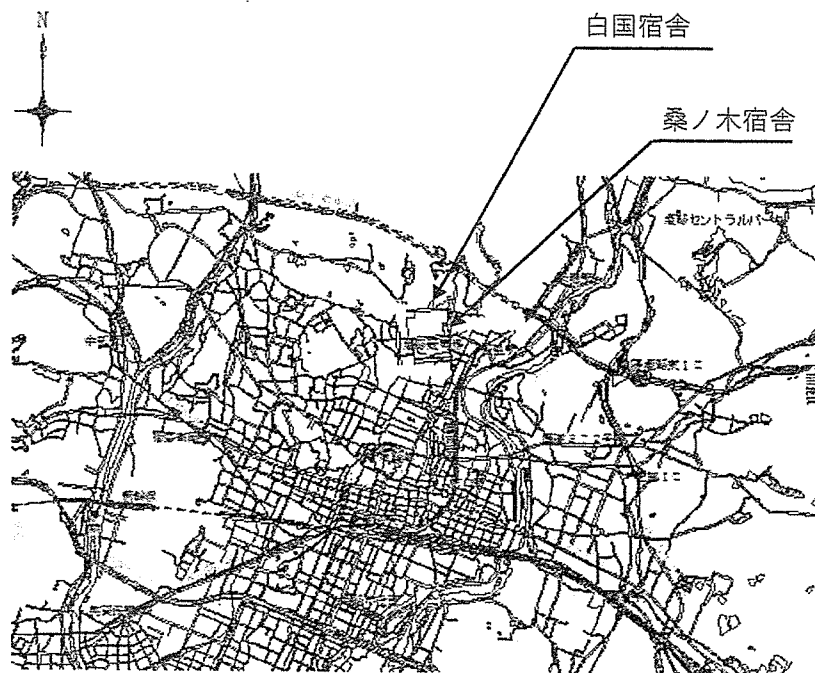
- 本役務の提出書類は下記のとおりとし、期限までに必ず提出すること。
 - 内訳明細書（契約後速やかに）
 - 工程表（契約後速やかに）
 - 現場代理人等通知書（契約後速やかに）
 - 現場代理人経歴書（契約後速やかに）
 - 下請負者通知書（契約後速やかに）
 - 打合せ簿（その都度）
 - 着手届（着工時）
 - 材料等承認願（その都度）
 - 材料搬入報告書（その都度）
 - 完成通知書（完了時）
 - 発生材調査（完了後速やかに）
 - 施工写真（完了後速やかに）
 - その他監督官が指示するもの
- 本役務の完成検査は、役務完了後、検査官が仕様書に基づき検査を実施し合格をもって完了とする。その際、手直しが生じた場合速やかに手直しを実施し、再度検査を実施し合格をもって完了とする。
- 入札参加予定業者は、必ず監督官と調整をし、元請業者及び施工業者に現地確認を実施させること。
- その他不明な事項等はその都度監督官と協議すること。

6 特記事項

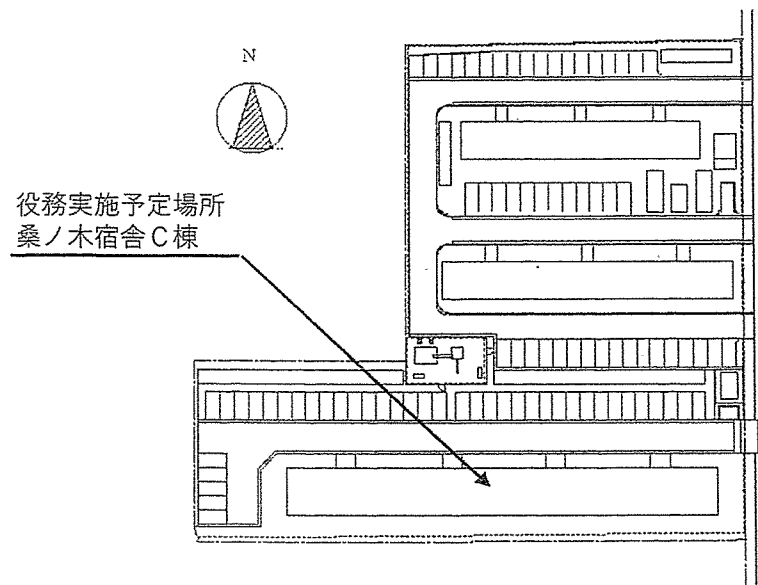
- (1) 本仕様書及び図面記載数量及び寸法は、標準数量及び寸法につき施工に際して細部を現地確認し各作業を実施すること。
- (2) 本役務に使用する主要材料・規格等については、公共建築工事標準仕様書の各該当する項目によるほか下表のとおり及び同等品以上とする。また、下表に示さないその他の材料については監督官の承認を得たのち使用すること。

工 種	材料名	メーカー・規 格 等	備 考
機械設備工事	浴室折戸	YKKAP ドアリモ浴室折戸 カバー工法用 4ND-A-07418	同等品以上

- (3) 機械設備工事に係るその他特記事項は下記のとおりとする。
 - ア 折戸の色彩は監督官と協議の上決定すること。
 - イ 既設シャワーユニット建具枠に合わせて製品を組み立て、カバー工法により取付を行うこと。
 - ウ 必要に応じ、既設枠突起物を切断し、カバー枠材の取付を行うこと。。
 - エ その他取付に必要な諸材料は請負業者が準備を行うこと。

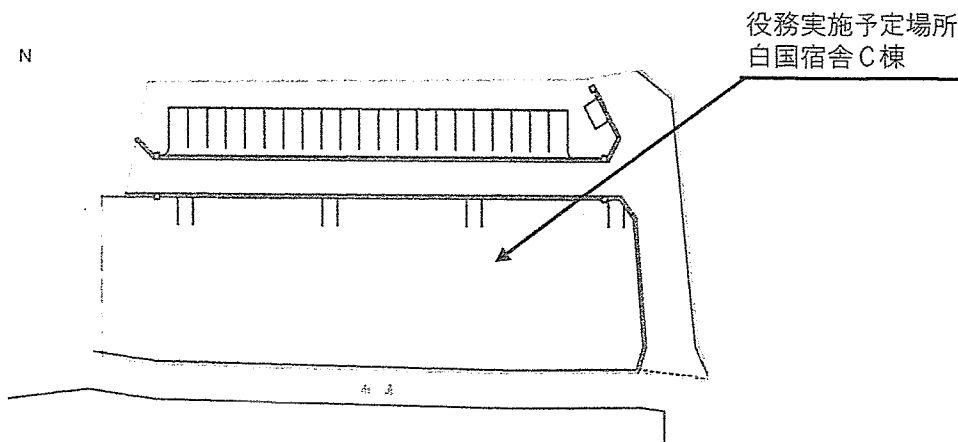


案 内 図



役務実施予定場所
桑ノ木宿舎C棟

配 置 図

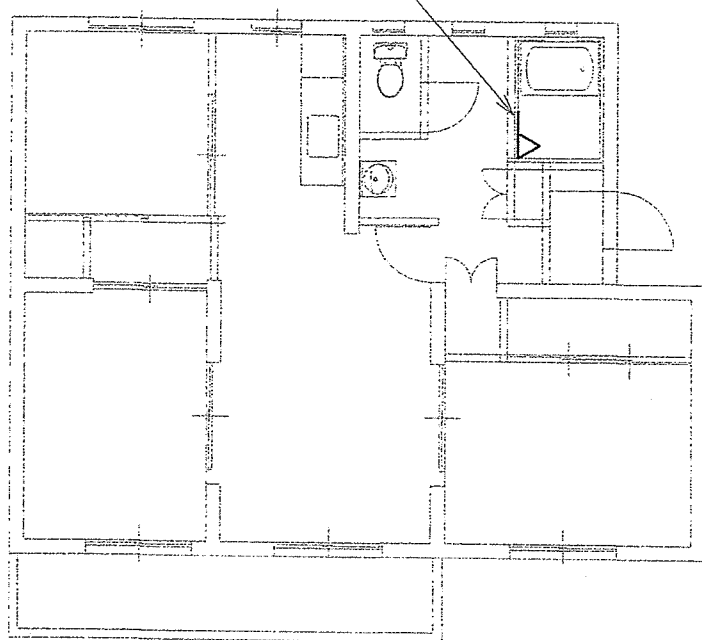


役務実施予定場所
白国宿舎C棟

配 置 図

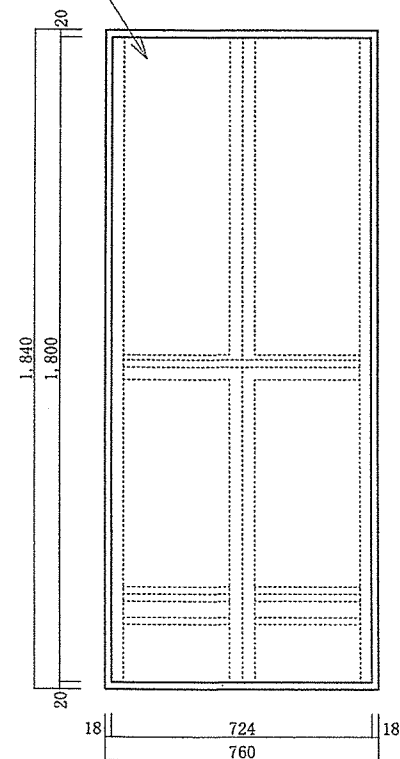
件名	姫路(7)白国宿舎C棟他ユニットバス折戸取替	
種別	仕様書①	図番
姫路駐屯地業務隊厚生科		3/4

折戸補修（カバー工法）



白国宿舎・桑の木宿舎C棟平面図 S=1:100

シャワーユニット折戸新設
YKKAP ドアリモ浴室折戸
カバー工法用 4ND-A-07418 同等品以上



シャワーユニット折戸新設標準図 S=1:20

※シャワーユニット折戸図面は標準図であり
細部寸法は既設を確認し施工すること。

件名	姫路（7）白国宿舎C棟他ユニットバス折戸取替	
種別	白国宿舎・桑の木宿舎C棟平面図・標準図	図番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	4/4

見 積 書

件名リスト一連番号	18
-----------	----

見積金額¥ 単価決定

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	予定数量	単価	金 額
姫路（7）白国宿舎・桑ノ木宿舎C棟ユニットバス折戸取替	仕様書のとおり	ST	5.00		
細部内訳を添付してください (様式随意)					
納入（履行）場所	白国宿舎C棟・桑ノ木宿舎C棟	納期（履行期間）			8.3.31
契約保証金	(免 除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 5月 27日

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子 殿

住 所
会 社 名
代表者名

印

